

浴槽水の換水頻度等変更の際する水質検査結果の審査基準

<p>過去3年間、行政検査で不適事項がない既存施設</p>	<p>営業者が行った水質検査結果 (入浴者が多く、ろ過器の負荷が高い営業日の営業終了後に行ったもの。)</p> <p>【検査項目及び基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁度 5度以下 ・過マンガン酸カリウム消費量 1リットルにつき25ミリグラム以下 ・大腸菌群 1ミリリットル中に1個以下 ・レジオネラ属菌 検出されないこと
<p>過去3年間、行政検査で不適事項がある既存施設または新規施設(許可を受けてから3年未満の施設を含む。)</p>	<p>営業者が行った水質検査結果 (入浴者が多く、ろ過器の負荷が高い営業日の営業終了後に行ったもの。なお、水質検査結果書は3月以内に1回程度実施した1年間分のデータを対象とする。)</p> <p>【検査項目及び基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁度 5度以下 ・過マンガン酸カリウム消費量 1リットルにつき25ミリグラム以下 ・大腸菌群 1ミリリットル中に1個以下 ・レジオネラ属菌 検出されないこと